

傷病手当金の支給期間の通算化について

ベネッセグループ健康保険組合

令和3年12月1日

● 傷病手当金の支給期間の通算化について（施行日：令和4年1月1日）

- 傷病手当金制度の概要：被保険者が業務外の事由により、療養のために労務に服することができない時は、その労務に服することが出来なかった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、手当金として支給される。この支給される期間は、支給開始から起算して1年6か月を超えない期間とされています。（期間の途中で一時的に就労した場合でも就労した期間も1年6か月に含まれる）
- 見直しの内容：がん治療など、入退院を繰り返し長期間に渡って療養のために休暇を取りながら働くケースが存在していることから、治療と仕事の両立の観点から、柔軟な所得補償を行えるように支給期間を通算化される。

